

領土・主権展示館 ゲートウェイホール
オープン記念パネル展示

尖閣諸島を 領域外とみていた中国

—3つの資料を紹介—



尖閣諸島を領域外とみていた中国

はじめに

尖閣諸島は歴史的にも国際法上も疑いのない我が国固有の領土であり、現に我が国はこれを有効に支配しています。尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

しかし、中国は、1971年、尖閣諸島が日本の領土に編入されてから約75年たって、尖閣諸島の領有権について独自の主張を始めました。

中国は、明や清の琉球（今の沖縄）への使者の記録や兵法書に尖閣諸島が登場することを根拠に、尖閣諸島を「最も早く発見し、命名し、利用し」、また台湾の一部として「長期的に管轄してきた」ので「中国の固有の領土」とであると主張します。

しかし、1971年に主張を始めるまでの間、中国が尖閣諸島を自国の領土ではない、あるいは沖縄の一部として日本に属すると一貫して認識していたことがわかる数々の資料があります。

例えば、明の公的地理書『大明一統志』では、後に台湾を管轄する福建省の範囲は大陸沿岸までとされ、尖閣諸島はおろか台湾も福建省の範囲外とされています。清の公的地理書『大清一統志』や清の公的地図「康熙皇輿全覽図」では、福建省の範囲は台湾西部までとされ、尖閣諸島は記載範囲に含まれていません。

このパネル群では、中国が尖閣諸島を自らの領土とみなしていなかった、あるいは沖縄の一部として日本に属すると認識していたことがわかる19世紀後半から戦後にかけての3つの資料をご紹介します。これらに加え、展示室に展示している中華民国駐長崎領事からの感謝状（1920年）や『世界地図集』（1960年及び1972年）、イマーシブ・シアター及びヒストリー・ウォールの副読本39頁の1953年1月8日付『人民日報』記事などもご参照ください。

※このパネルは、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て作成したものであり、その内容は政府の見解を表すものではありません。

資料1：『遊歴日本図経』（1889年）

清の役人である傅雲龍は、清政府の命令により日本を含めた各国を游学する遊歴使に参加しました。傅雲龍は、1887年11月から1888年5月にかけて、及び1889年5月から10月にかけて日本に滞在し、日本の地理や歴史、統計、制度などについて詳細に研究し、『遊歴日本図経』を執筆しました。同書は、光緒帝及び高官の称賛を得たと言われます。

同書では、日本の島々の一覧には南西諸島の島々が列挙され、その中に、尖閣諸島が含まれています。また同書の地図「日本国計里総図」では、尖閣諸島の島々が描かれ、「沖縄本島以南の島々はいずれも琉球に属する」と記載されています。

同書は、清国の外交を担った李鴻章が序文を書き、光緒帝「御覽」の印がある公的なものであり、尖閣諸島が中国に属さない認識が明確に示されています。



所蔵：国立国会図書館

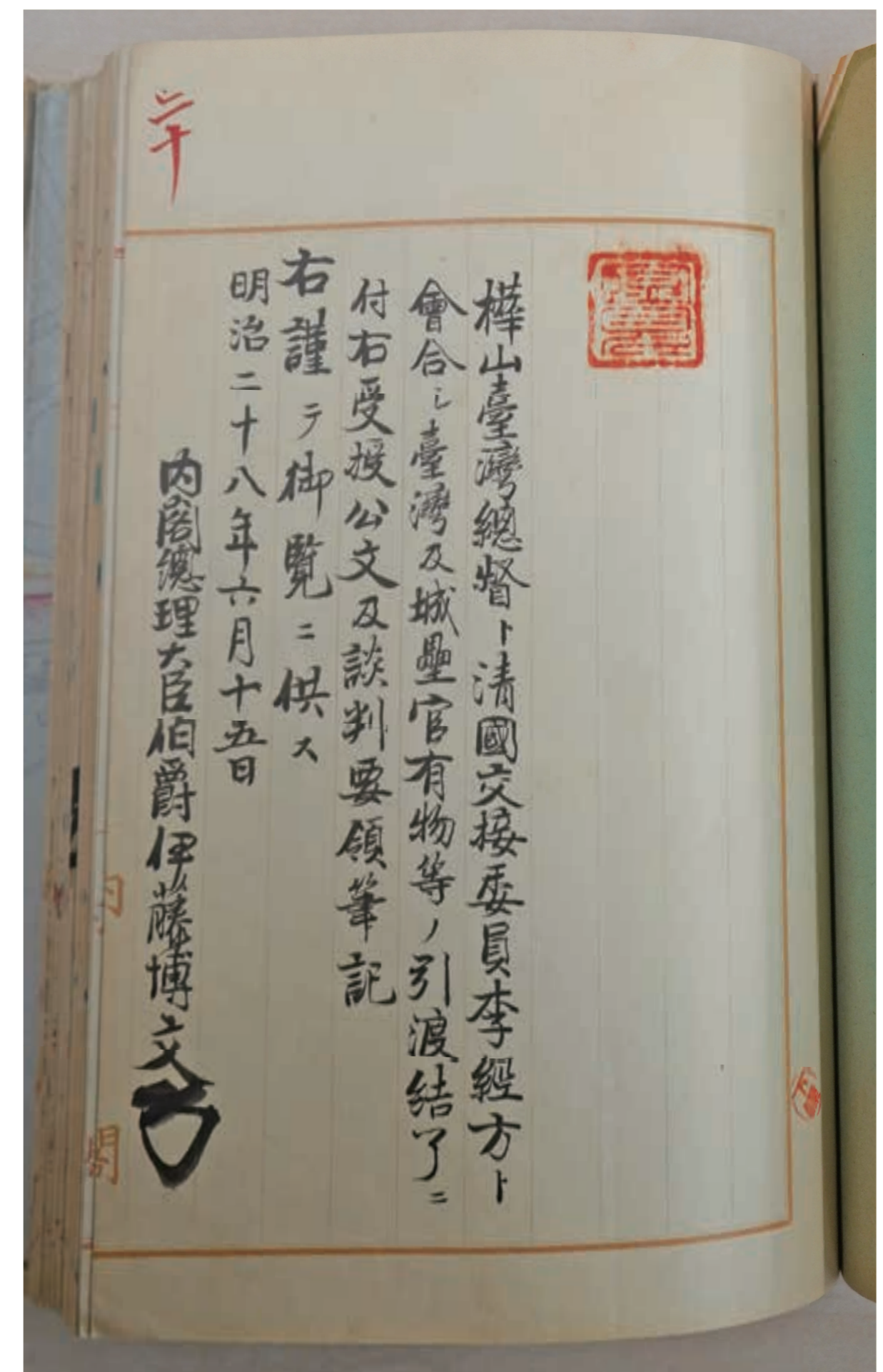
資料2：「台湾受渡に関する公文」及びその際の会談記録(1895年)

1895年、日清戦争後の下関条約の締結後、台湾の受渡のために李鴻章の養子である李経方と樺山資紀率いる日本側代表団が会談しました。

その際、李経方は、今後日本が福建近傍の島を台湾附属島嶼として領有主張することを懸念し、台湾附属の島嶼名を目録として列挙する必要があるかと質問しました。

それに対して日本側は、島名の列挙では抜けなどが生じる可能性があり不都合であるとしてこれを断わりつつ澎湖諸島より中国側にある福建近傍の島を「台湾所属の島嶼」として領有主張することはない述べた旨会談の記録には示されています。

上述の『遊歴日本図経』などとあわせこのやりとりを見れば、当時、清側には尖閣諸島について関心がなく、下関条約第2条2号における「臺灣全島及其ノ附属諸島嶼」に尖閣諸島が含まれると清側が認識していなかったことは明らかです。



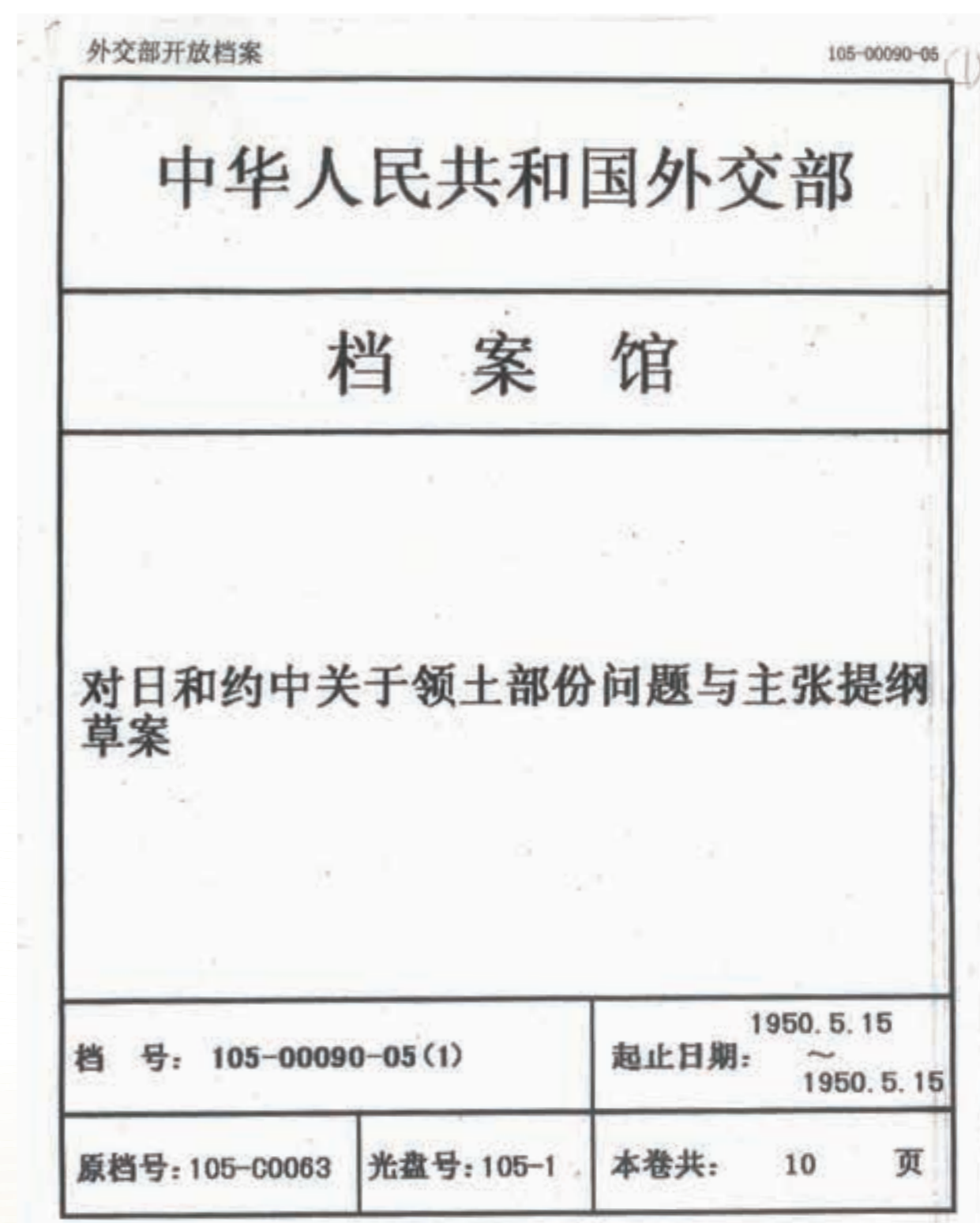
「樺山台湾總督ト清国交接委員李経方ト会合シ台湾及城壘官有物等ノ引渡結了ニ付右受授公文及談判要領筆記ノ件」

所蔵：国立公文書館

資料3：中華人民共和国外交部内部文書 「対日和約中關於領土部分問題与主張提綱草案」(1950年)

1950年、中華人民共和国外交部において対日平和条約に向けた方針を決定すべく会議が行われました。この資料「対日和約中關於領土部分問題与主張提綱草案」は同会議での領土をめぐる議論に向けて、外交部内で「たたき台」として作成された資料になります。

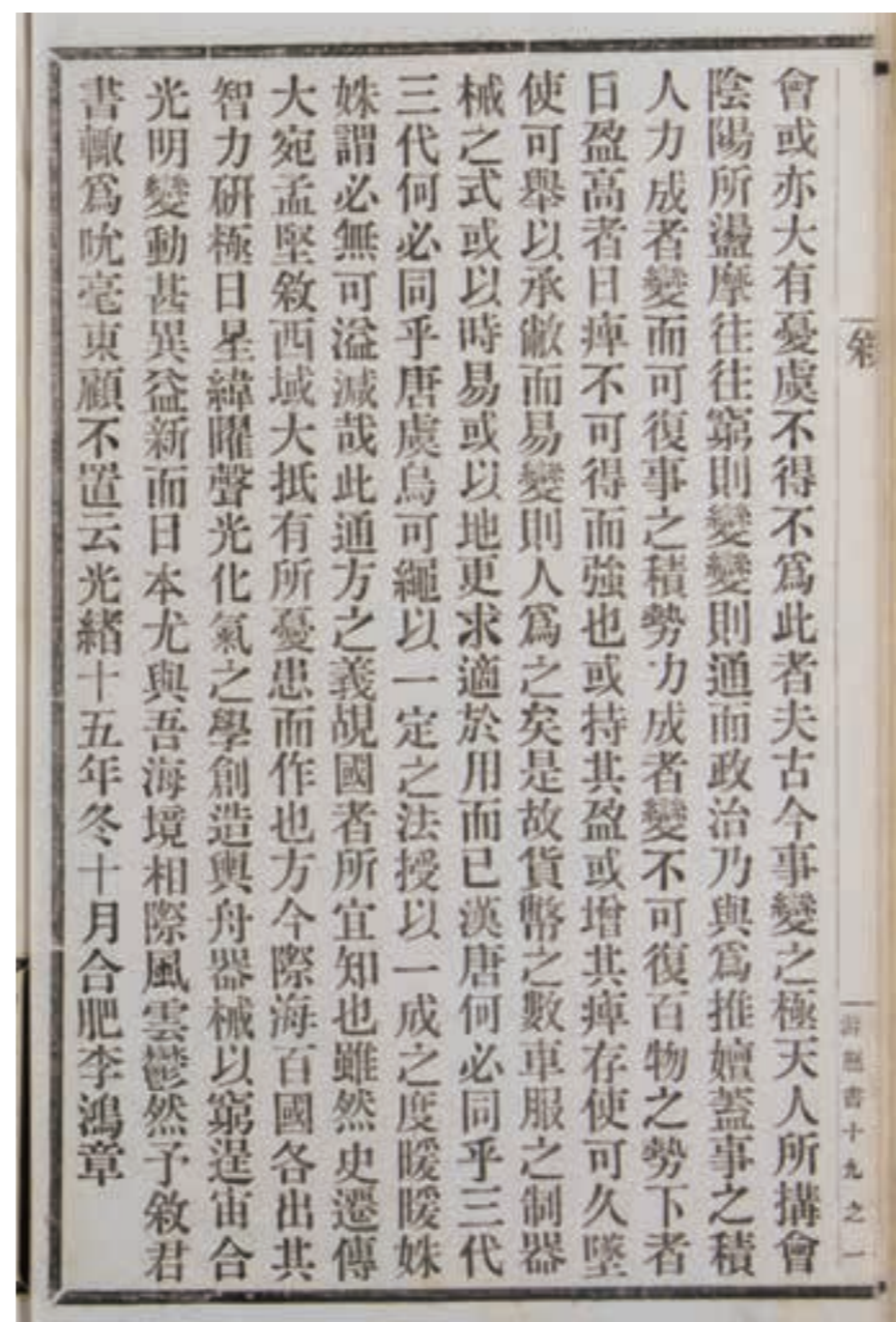
同資料では、尖閣諸島は「尖頭諸嶼」という名称で琉球、特に八重山諸島の一部とされています。同じ文書の「琉球の境界画定問題」と称する節で距離を理由に尖閣諸島を台湾に組み込むか検討すべきとしています。これは、中国側が尖閣諸島がこれまで琉球(沖縄)に属してきたと認識してきたことを前提とした記述です。したがって、現在の中国の主張とは異なり、中国は、1950年当時、尖閣諸島が古来から台湾に属してきた島々であるとは考えていなかったことを示す証拠になります。



所蔵：中華人民共和国外交部档案館

1. 光緒帝の「御覽」の印と李鴻章の序文

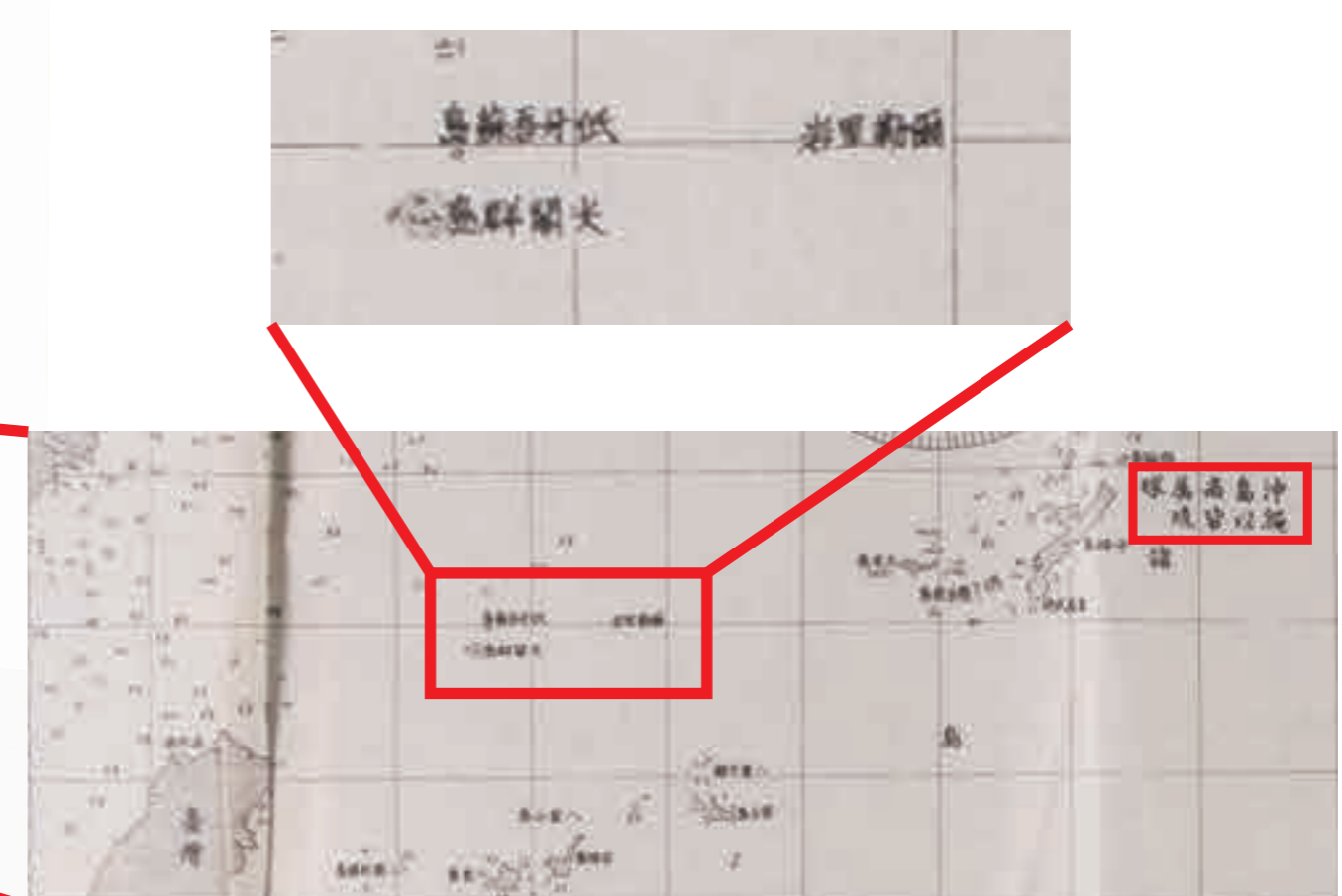
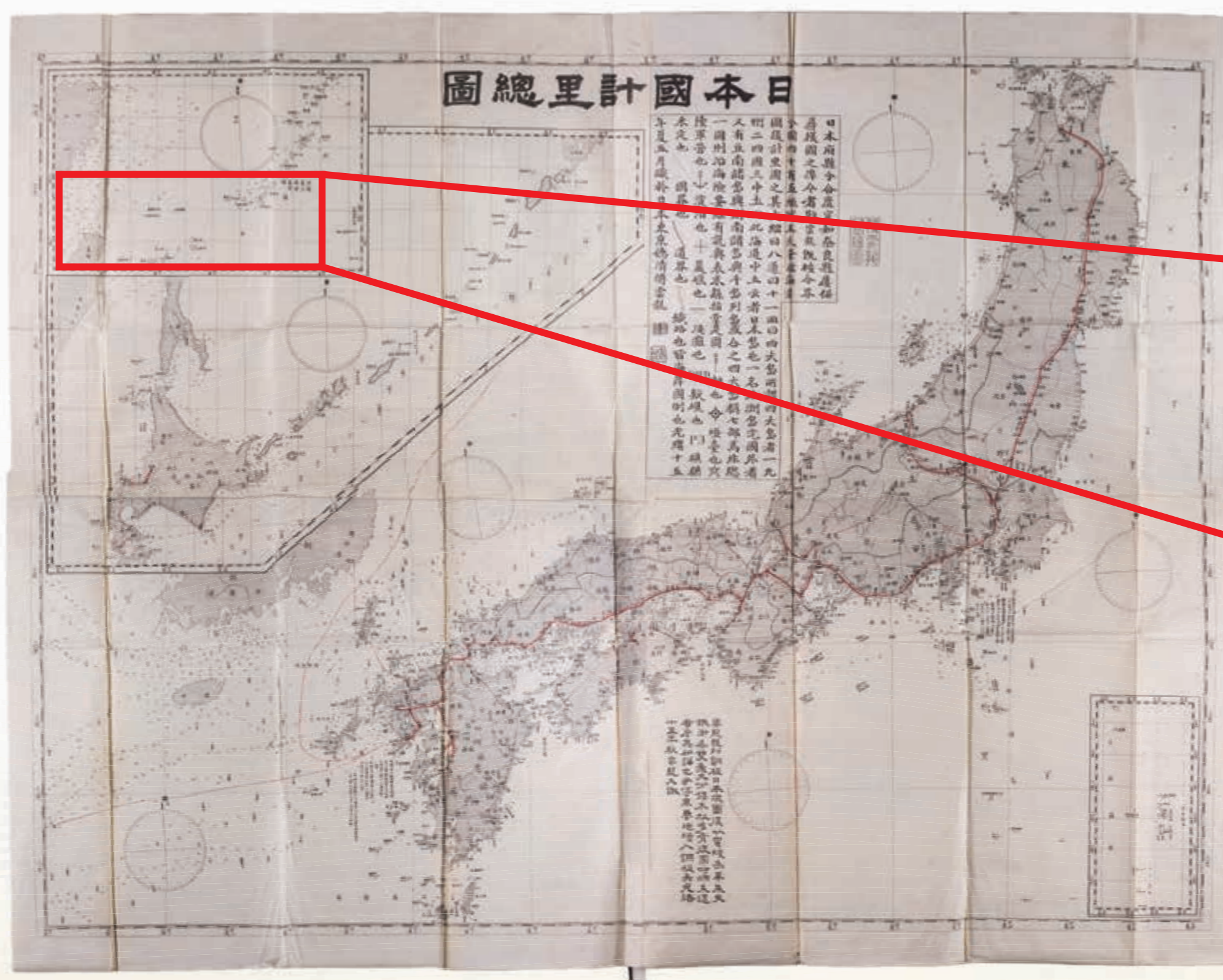
光緒帝の「御覽」の印



「本書ハ前ニ本邦ニ渡来セシ清国游歴官傳雲龍ノ著述ニ係リ同人ヨリ我政府へ寄贈シタルヲ以テ本館へ備ヘンガ為メ外務大臣ヨリ文部省へ回付シ更ニ同省ヨリ本館へ交付セラレタルモノナリ」とあり、傳雲龍本人から日本外務省に寄贈され、「本館」(東京図書館(国立国会図書館の前身))に1890年11月28日に納入されたものであると推察されます。

李鴻章の序文では、傳雲龍の広範囲かつ詳細で具体的な調査を「大変な努力である」と称賛するとともに、明治期の日本の急速な近代化に注目しています。

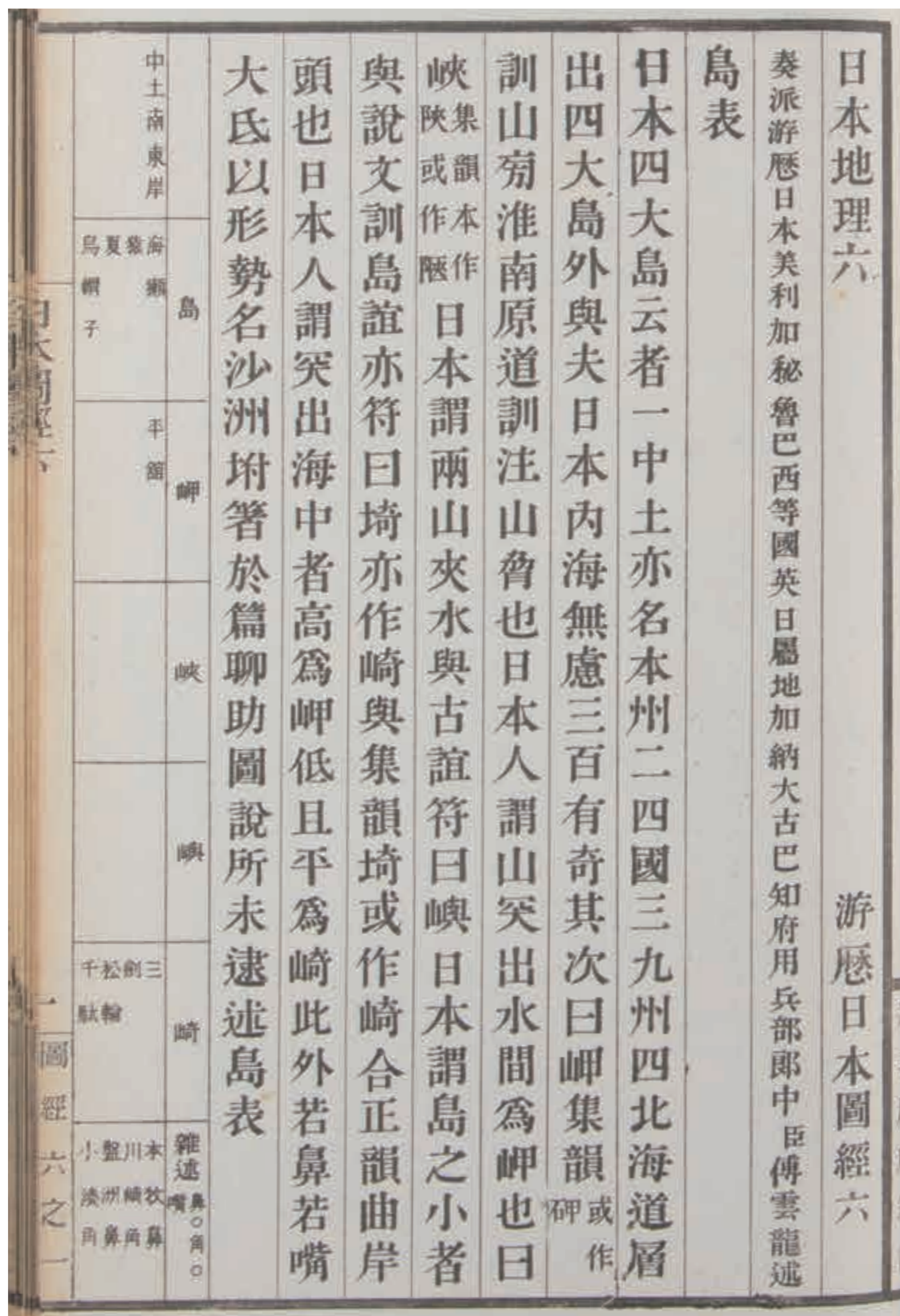
2. 日本国計里総図



尖閣諸島は、「低牙吾蘇(チアウス)島」(久場島)、「尖閣群島」(魚釣島、北小島、南小島など)、「爾勒里(ラレー)岩」(大正島)の島名で記載されています。これらの名前については、英海軍の海図や水路誌など、欧米での呼称に由来するものです。

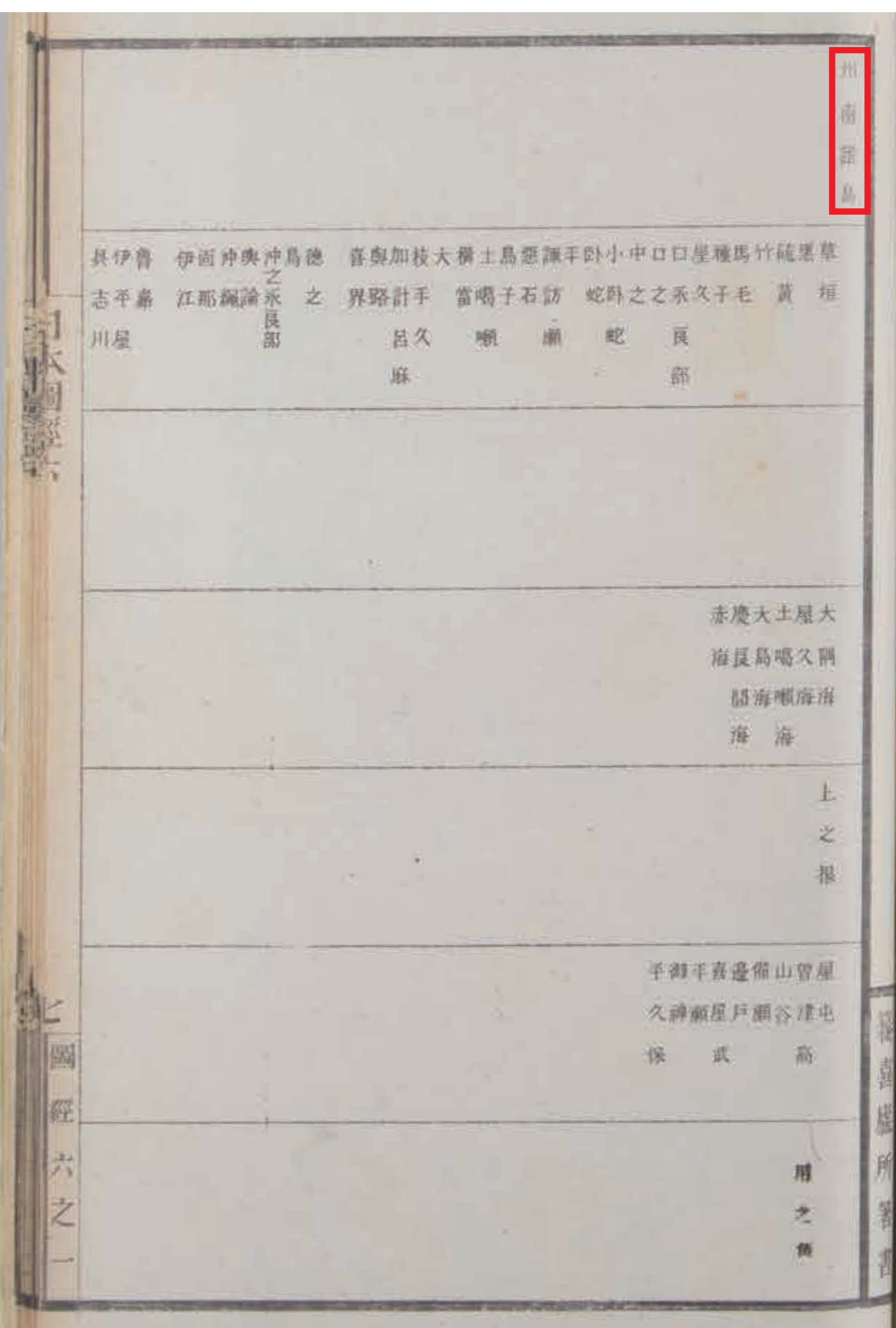
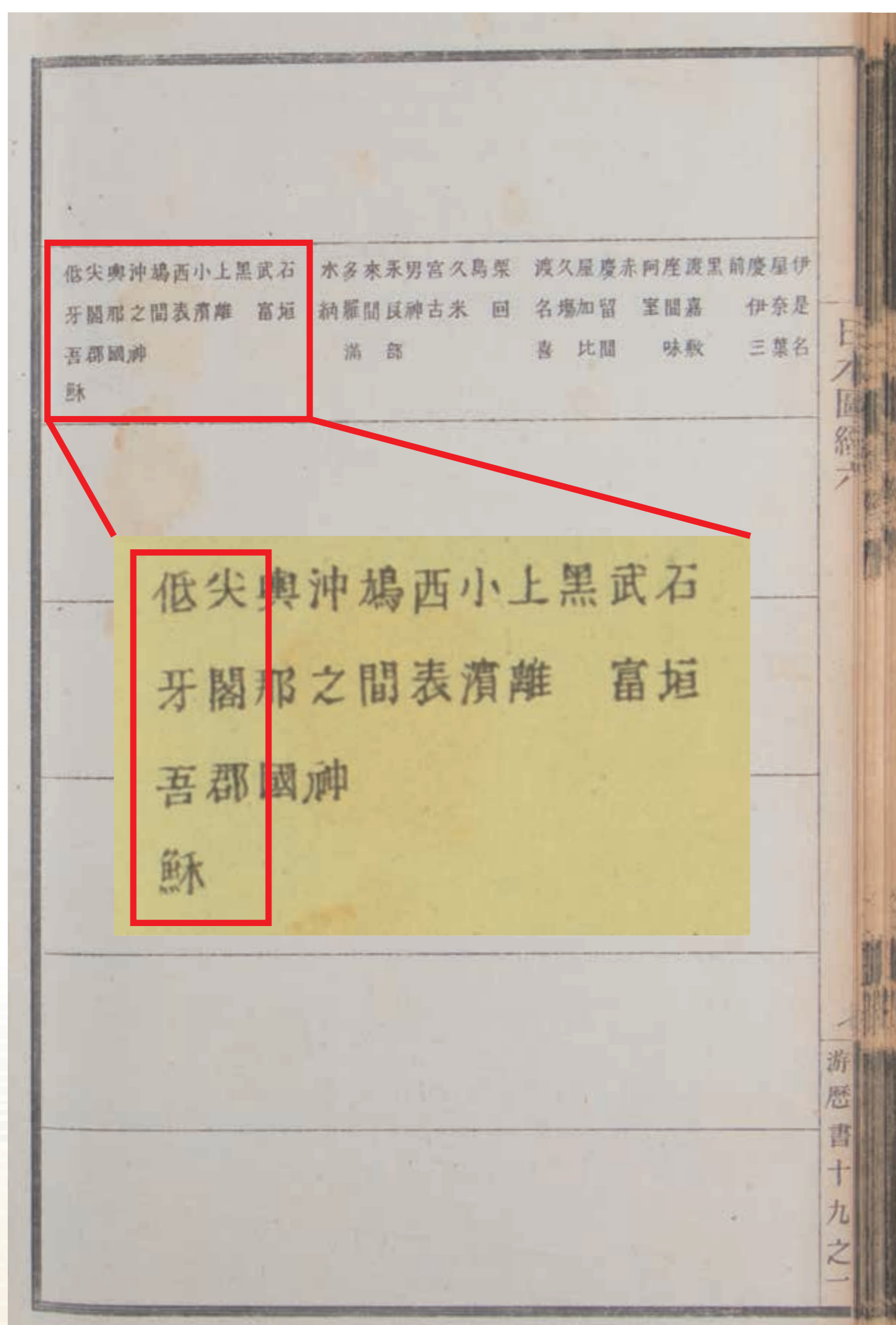
また、「沖縄島以南皆属琉球」とあり、後述の「島表」の記述も踏まえると、傳雲龍は、尖閣諸島について沖縄に属するという認識を持っていたことがうかがえます。

3. 日本地理六「島表」



日本地理六「島表」では島、岬、峡、嶼、崎などと呼ばれる地形について、序文でそれぞれの地名の態様を説明するとともに、日本の各地のこれらの地形の一覧表が掲載されています。

このうち「州南諸島」(日本海軍の水路誌などで用いられた南西諸島の当時の呼称)の「島」のリストには、「尖閣郡」(ママ。「尖閣群」の誤りと考えられる。魚釣島、北小島、南小島などの総称)と「低牙吾蘇(チアウス)島」(久場島)のことが挙げられています。つまり、尖閣諸島は南西諸島の一部であるという認識が明確に示されているのです。



1. 「台湾受渡ニ関スル公文」のテキスト(「帝国全権委員ト清国全権委員トノ間ニ記名調印シタル台湾受渡ニ関スル公文」(アジア歴史資料センター A01200801800)による)(和文)

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ハ下ノ關媾和條約第五條第二項ノ規定ニ依リテ臺灣省ヲ受渡スル爲メニ大日本國皇帝陛下ハ臺灣總督海軍大將從二位勳一等子爵樺山資紀ヲ大清國皇帝陛下ハ二品頂戴前出使大臣李經方ヲ各其ノ全権委員トシテ簡派セリ因テ各全権委員ハ基隆ニ會同シ左ノ事項ヲ執行セリ

日清兩帝國全権委員ハ明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ關ニ於テ締結ノ媾和條約第二條ニ依リ清國ヨリ永遠日本國へ割與シタル臺灣全島及其附屬諸島竝ニ澎湖列島即英國グリーンウィッチ東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼ニ於ケル主權竝ニ別冊目錄記載ノ如ク該地方ニ在ル城壘兵器製造所及官有物ノ受渡ヲ完了セリ

右證據トシテ兩帝國全権委員ハ茲ニ記名調印スルモノナリ

明治二十八年六月二日即光緒二十一年五月初十日基隆ニ於テ二通ヲ作ル

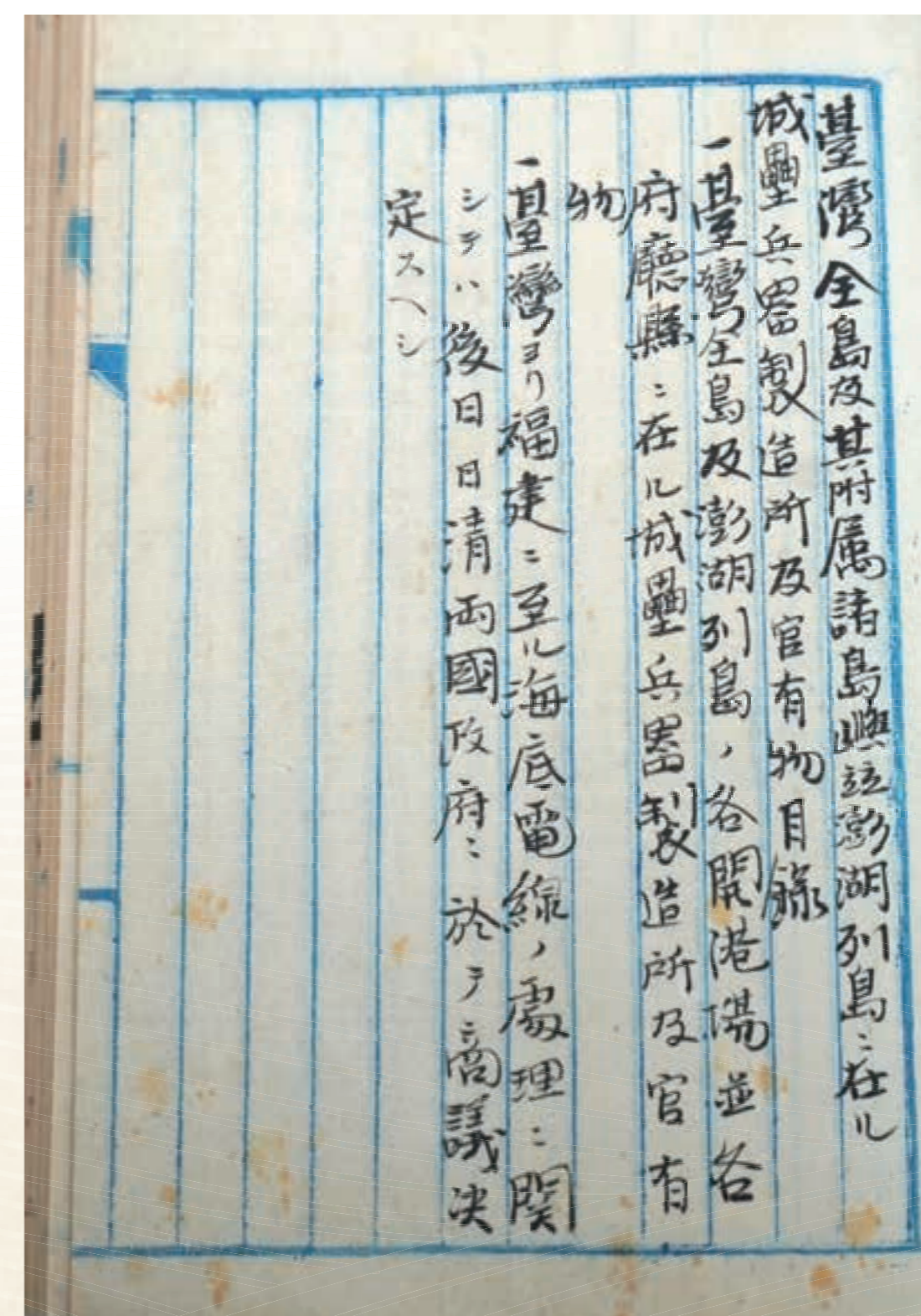
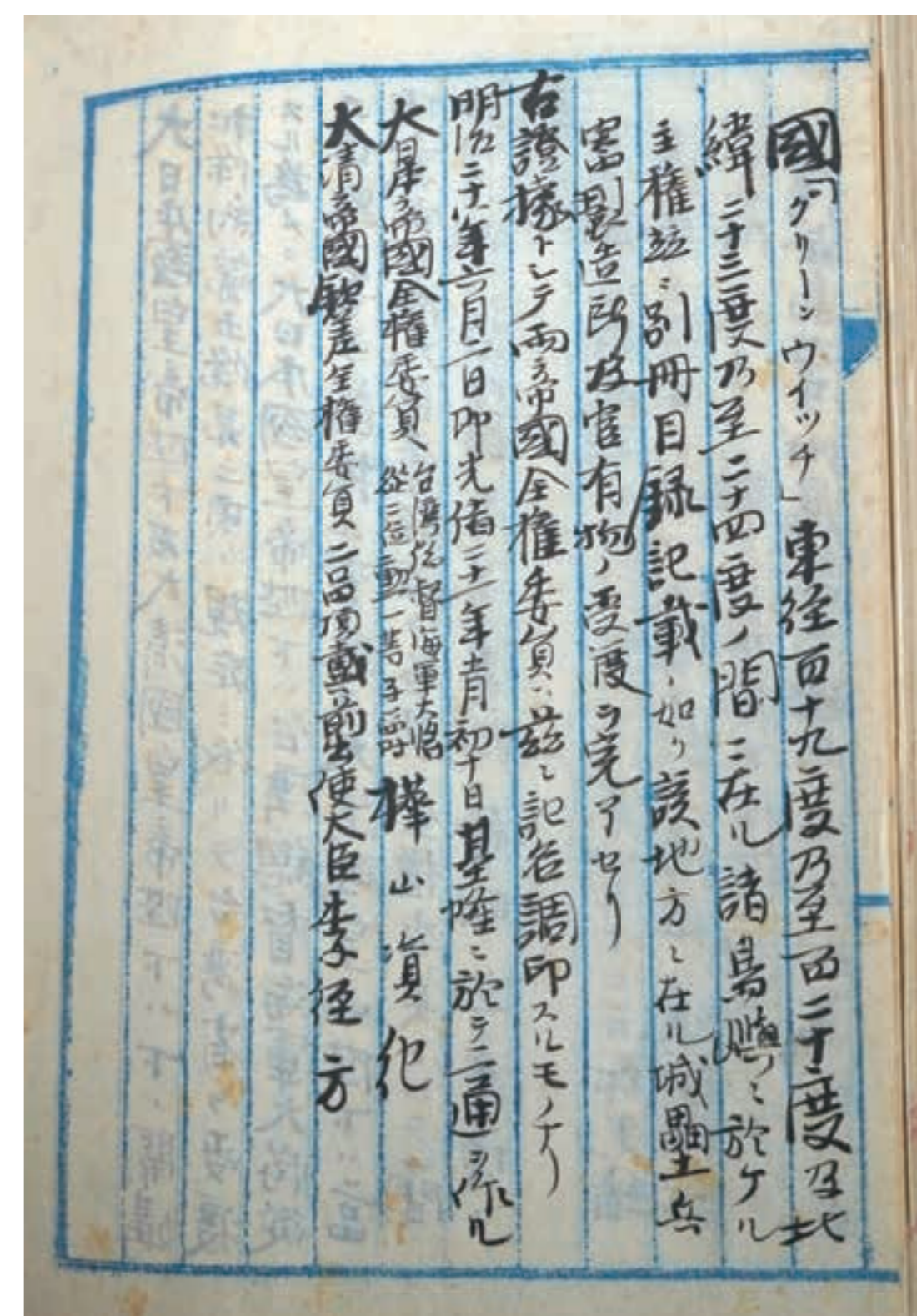
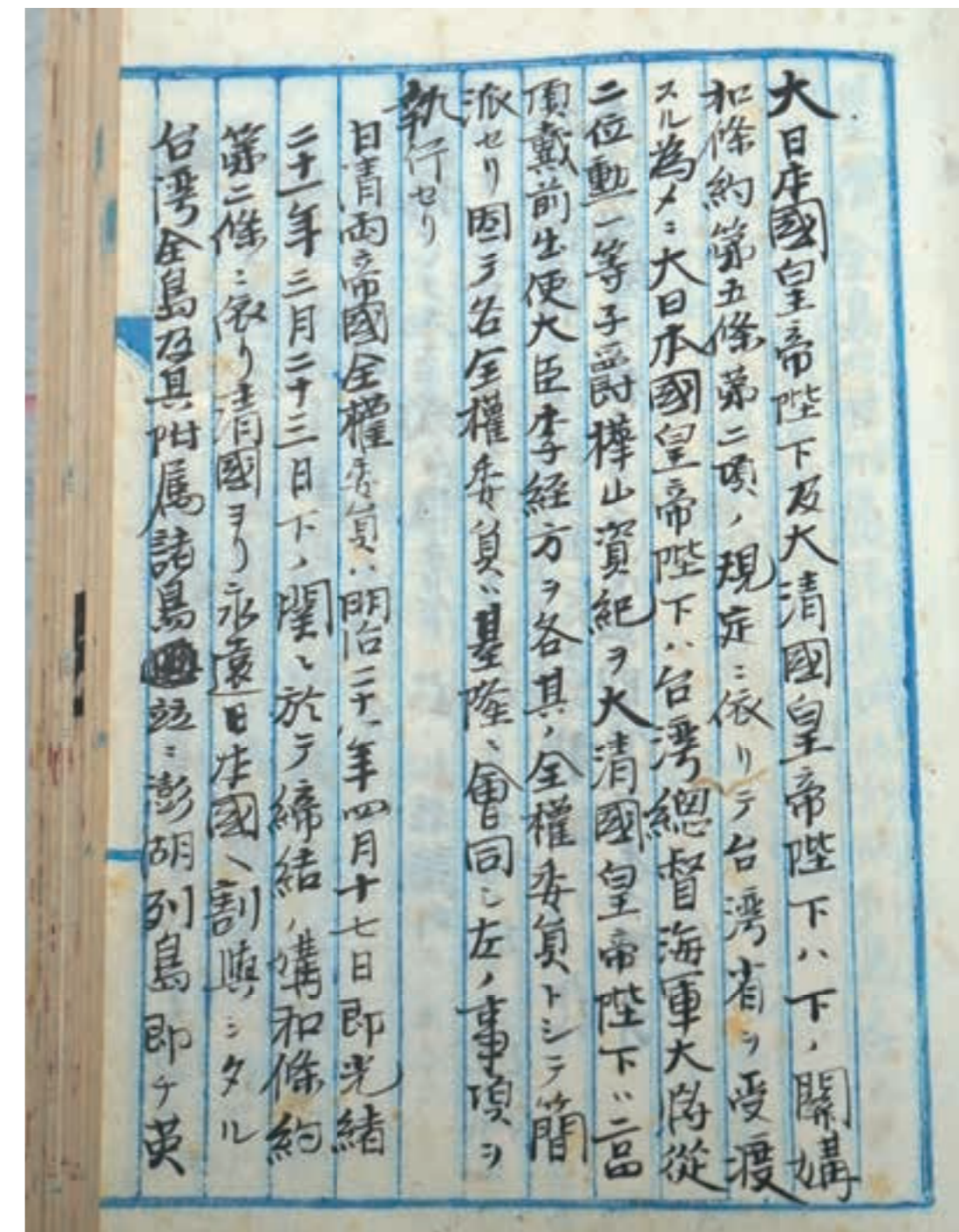
大日本帝國全権委員臺灣總督海軍大將從二位勳一等子爵樺山資紀印

大清帝國欽差全権委員二品頂戴前出使大臣李經方印

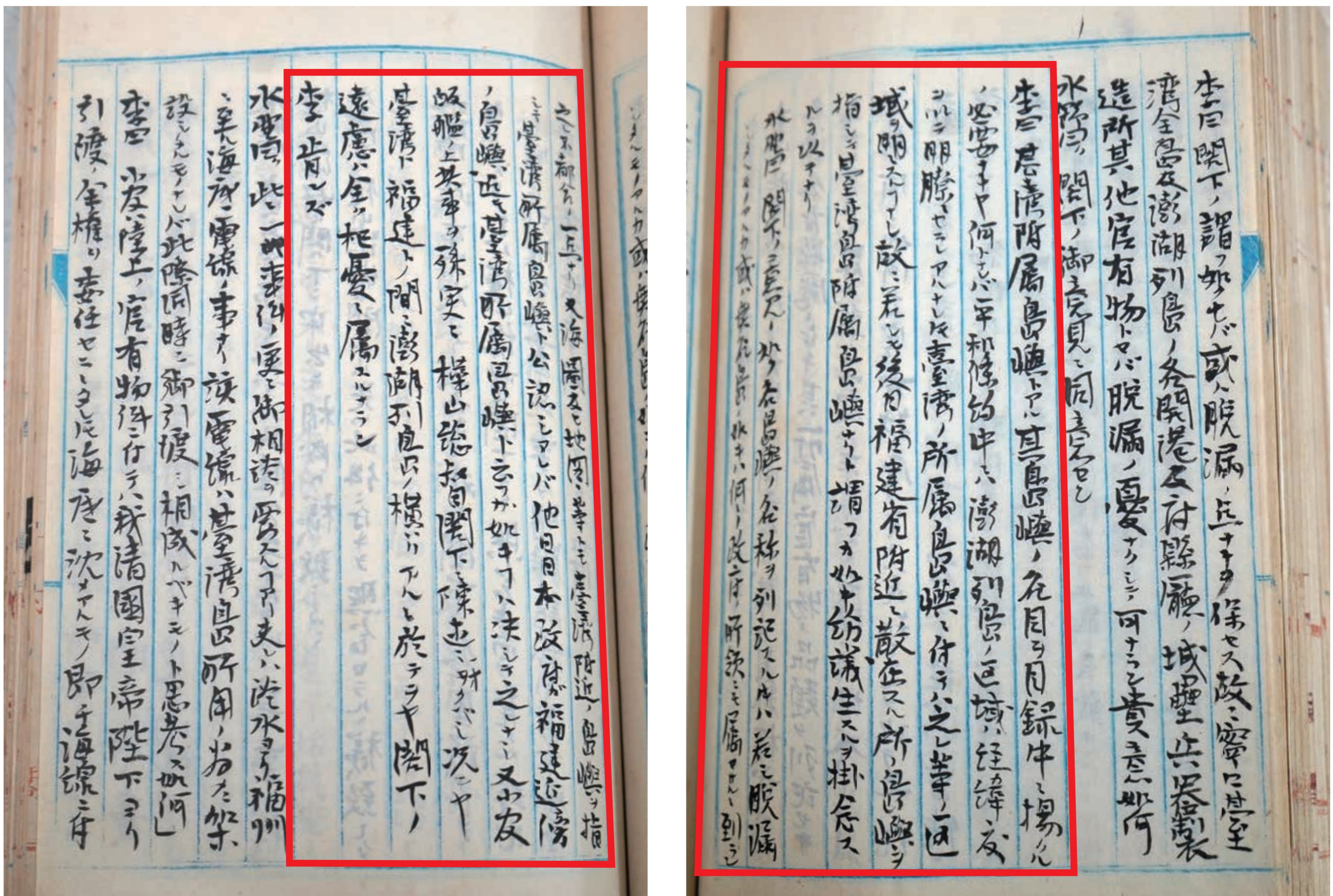
臺灣全島及其附屬諸島嶼竝ニ澎湖列島ニ在ル城壘兵器製造所及官有物目錄

一臺灣全島及澎湖列島ノ各開港場並ニ各府廳縣ニ在ル城壘兵器製造所及官有物

一臺灣ヨリ福建ニ至ル海底電線ノ處理ニ關シテハ後日日清兩國政府ニ於テ商議決定スヘシ



2. 会談記録(「談判要領筆記」)の関連部分のやりとりの翻刻と現代語訳



翻刻

李日 臺灣附属島嶼トアル其島嶼ノ名目ヲ目録中ニ掲クルノ必要ナキヤ何トナレバ平和條約中ニハ澎湖列島ノ區域ハ経緯度ヲ以テ明瞭ニセラレアルナレトモ臺灣ノ所属島嶼ニ付テハ之レ等ノ区域ヲ明ニスルコトナシ故ニ若シモ後日福建省附近ニ散在スル所ノ島嶼ヲ指シテ臺灣島附属島嶼ナリト謂フカ如キ紛議生スルヲ掛念スルヲ以テナリ

水野日 閣下ノ意見ノ如ク各島嶼ノ名称ヲ列記スルトキハ若シ脱漏シタルモノアルカ或ハ無名島ノ如キハ何レノ政府ノ所領ニモ属セサルニ到ラン之レ不都合ノ一点ナリ又海図及ヒ地図等トモ臺灣附近ノ島嶼ヲ指シテ台湾所属島嶼ト公認シアレバ他日日本政府ガ福建近傍ノ島嶼迄モ臺灣所属島嶼ト云フガ如キコトハ決シテ之レナシ又小官舩艦ノ上其事ヲ殊更ニ樺山總督閣下ニ陳述シオクベシ況ンヤ臺灣ト福建トノ間ニ澎湖列島ノ横ハリアルニ於テヤ閣下ノ遠慮ハ全ク杞憂ニ属スルナラン

李 肯ズ

現代語訳(大意)

李「(草案には)台湾の附属島嶼とありますが、その島嶼の名を目録に掲げる必要があるのでしょうか。なぜなら、澎湖列島の区域は平和条約中に緯度経度でもって明瞭にされていますが、台湾の所属島嶼についてはそれらの区域を明示していません。ゆえに、もし、将来福建省付近に散在する島嶼を指して台湾附属島嶼だと言うような紛議が起きることを、私は心配しているのです。」

水野「あなたがおっしゃるように、各島嶼の名称を列記する場合、記載漏れがあれば、あるいは名前のない島は、どちらの政府の所領にも属さなくなる島となってしまおうでしょう。不都合の一点です。また、海図及び地図などでも台湾附近の島嶼を指して台湾所属の島嶼として公認している(※次頁参照)ので将来日本政府が福建省周辺の島嶼までも台湾の所属島嶼であると主張するようなことは決してありません。また、わたくしは船に戻ったさいに、そのことを特に樺山総督に申しておきます。台湾と福建省の間に澎湖諸島があるからなおさらです。あなたの御心配はまったく杞憂にすぎません。」

李「わかりました。」

※水野とは、水野遵弁理公使のこと。樺山資紀台湾総督の部下。

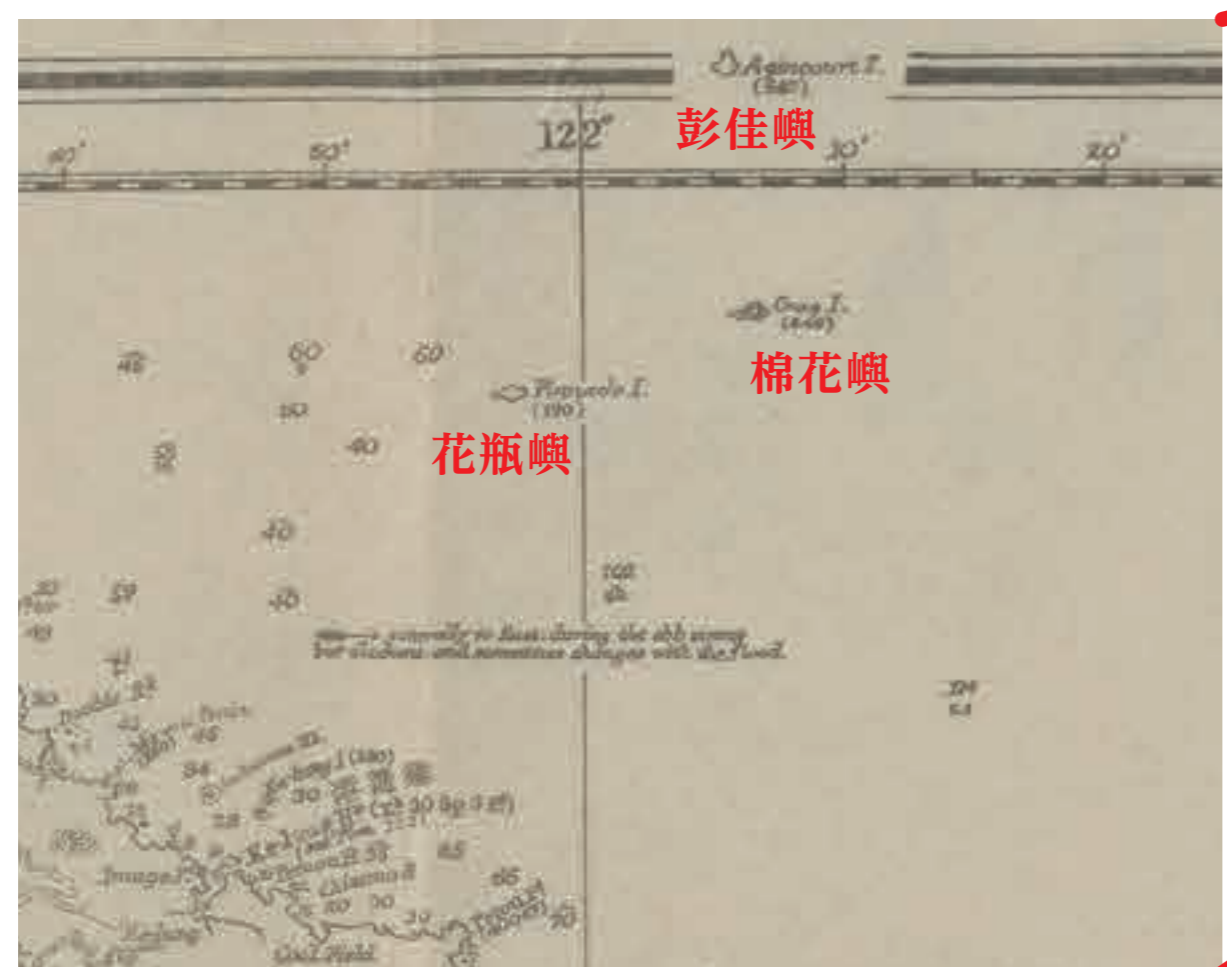
(参考) 当時の台湾の地図の掲載範囲について

前頁の会談において、日本側の水野遵弁理公使は「海図及び地図などでも台湾附近の島嶼を指して台湾所属の島嶼として公認している」と発言しています。

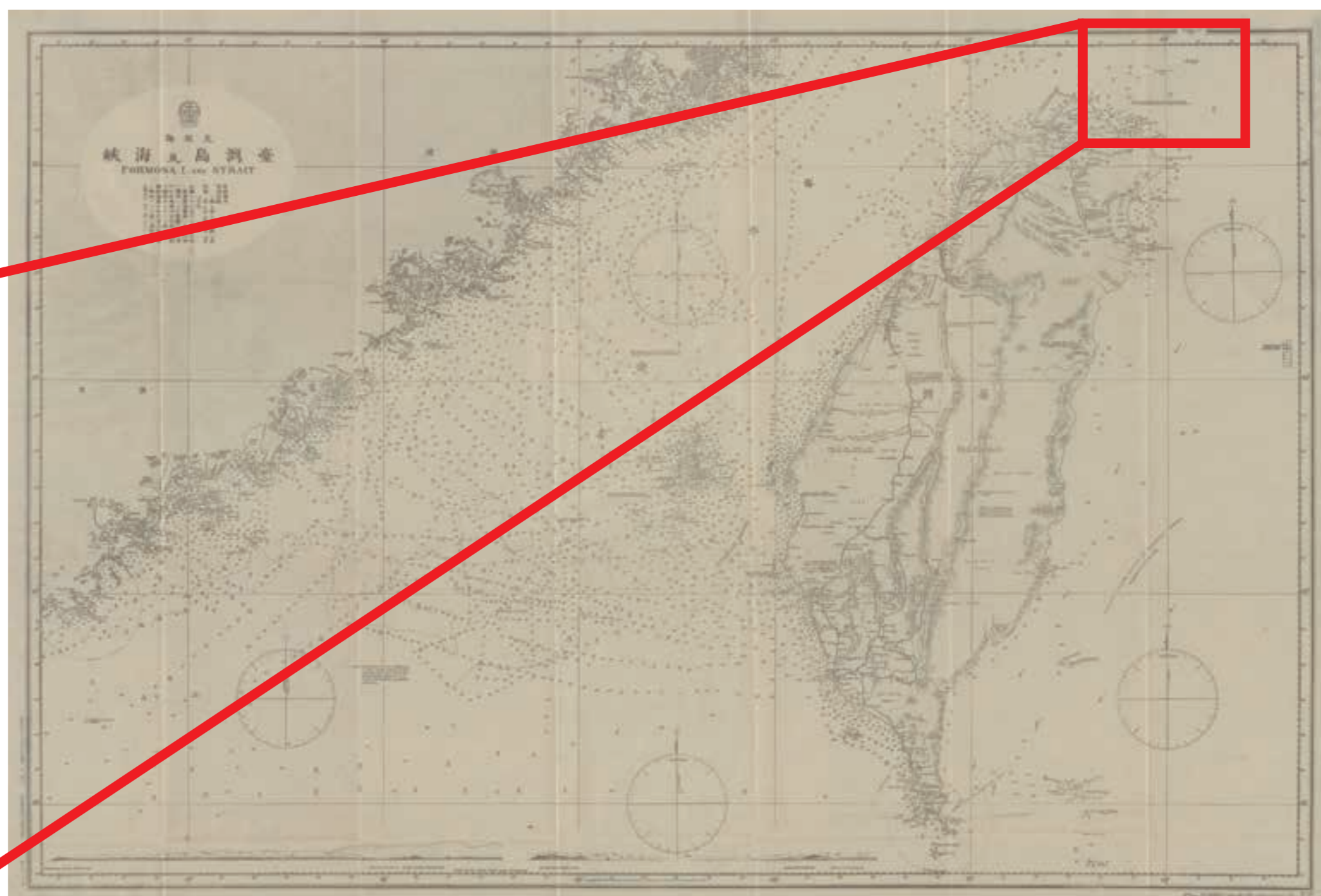
当時の日清欧米のいずれの台湾の地図においても尖閣諸島の記載はなく、一般的に、尖閣諸島が台湾の一部であるとの認識はなかったと考えられます。以下はその一例になります。

日本の場合：

海軍水路部が制作した海図「台湾島及び海峡」(1894年)には台湾北方三島の記載はありますが、尖閣諸島の記載はありません。



同図の台湾北方諸島部分



「台湾島及海峡」(1894年)(海図番号267)
所蔵:宮内庁宮内公文書館

中国の場合：

1872年~1876年及び1879年以降に台湾府知府を務めた周懋琦が編さんした『臺灣輿圖并説』(又は『全臺圖説』)(1880年)には、台湾北方三島のうちもっとも台湾に近い花瓶嶼の記載しかありません。



『臺灣輿圖并説』及び部分拡大
所蔵:米議会図書館

欧米の場合：

1870年、在厦門米領事であったCharles W. Le Gendre が、台湾で遭難した米国船乗組員の搜索経験を踏まえて作成した地図「台湾島及び澎湖諸島」。台湾北方三島すら記載されていません。



Charles W. Le Gendre, Formosa Island and the Pescadores, China (1870)
所蔵:米議会図書館

資料3

中華人民共和國外交部内部文書「対日和約中關於領土部分問題与主張提綱草案」(1950年)

尖閣諸島言及部分(赤囲み部分)の仮訳

2 琉球の返還問題

A 概況 琉球は沖縄県の全部及び鹿児島(県)の大島郡を含み、北緯24度～30度(口之島を含む)、東経122度3分の1～129度3分の1に位置する。北中南の3つに分かれ、中部は沖縄諸島(伊平屋諸島と慶良間諸島)、南部は宮古諸島と八重山諸島(尖頭諸嶼)、北部は種子諸島、奄美諸島とトカラ諸島によって構成される。三部のうち北部は鹿児島県の管轄に属し、奄美諸島とトカラ諸島は大島郡、種子諸島は熊毛郡と呼称される。(以下略)

C 琉球の境界画定問題

(4) 東経123度～124度、北緯25度30分～26度間の尖閣諸島及び東経124度～125度、北緯25度30分～26度間の赤尾嶼は、台湾から(八重山列島などに比べても)さらに近く台湾に含まれるか否かは研究を要する。

※「尖頭諸嶼」は戦前日本海軍水路部が海図や水路誌などで用いていた尖閣諸島の呼称。

